

ふるさと「とっとり」講師派遣事業実施要領

(目的)

第1条 鳥取県内の学校(学校教育法第1条に定める学校(幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。)、県立図書館、市町村立図書館及び市町村立の中央公民館、地区公民館(分館)(以下「対象学校等」という。))が実施する社会科学習、総合学習、学習研修会等(以下「学習等」という。)に、鳥取県の歴史や郷土の魅力を伝える講師(以下「講師」という。)を派遣することにより、専門的知識、経験等に基づく学習等の展開を支援し、もって、対象学校等の児童、生徒等へ鳥取県の歴史や地域の魅力を伝えふるさとへの愛着心を高めることを目的とする。

(職務)

第2条 講師は、対象学校等が実施する学習等で解説、指導、助言、講演等を行う。この場合において、その内容及び時間配分等については、当該対象学校等の希望に添うように努めるとともに、対象となる児童・生徒等の学習段階、発達段階等に十分留意するものとする。

(派遣対象)

第3条 講師を派遣する学習等は、対象学校等が鳥取県内において実施するものとする。

(派遣手続)

第4条 講師の派遣を希望する対象学校等は、鳥取県令和の改新戦略本部政策戦略局協働参画課と事前に調整を行った上で、ふるさと「とっとり」講師派遣事業申込書(様式第1号)又はとっとり電子申請サービスにて必要事項を記入・入力の上、県に申し込むものとする。
2 県は、前項の規定による申込を受けたときは、その内容を確認し、当該申込を受けた日から14日以内に当該申込をした対象学校等に講師の派遣の可否を通知するものとする。

(実施報告)

第5条 講師の派遣を受けて学習等を実施した対象学校等は、ふるさと「とっとり」講師派遣事業報告書(様式第2号)又はとっとり電子申請サービスにて必要事項を記入・入力の上、当該学習等を実施した日から14日以内に県に報告するものとする。

(謝金等)

第6条 県は、予算の範囲内において、対象学校等が実施する学習等に派遣した講師に対し、当該派遣に係る謝金及び旅費を支給する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、対象学校等が実施する学習等への講師の派遣に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。